

答 申

1 審査会の結論

諮問第129号案件「玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課における請求者に関する文書に係る個人情報等一部開示決定処分(令和3年11月12日付第77号)」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和3年12月5日付で審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同月8日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。)に基づき、請求人が行った、玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課が他者に情報提供したことがわかる文書及び玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課が保有する請求者個人の情報と提供した関係書類の個人情報等開示請求(令和3年度受付第77号。以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が令和3年11月12日付で行った一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)のうち、非開示部分のすべての開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、次のとおり要約される。

請求人の個人情報がどのように扱われているかについて知ることが目的で本件請求を行ったものの、本件処分の決定内容ではそれが達成できない。人の生命、健康、生活、財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、企業秘密や秘密特約付きで収集されたものであっても、公開すべきである。そして「個人の権利利益が害されるおそれ」とは、抽象的ではなく、具体的現実性を立証することが必要である。

不開示情報の該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、開示しなければならない。さらに現実的に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれているのではないかと考える。これらの前提により、非開示部分が開示されるべきである。請求人以外の第三者の個人情報について、実施機関は請求人への提供について本人の同意を得ていたはずである。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件非開示部分が条例第21条第3号及び第7号に該当するとして本件処分を行った。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおり要約される。

- (1) 条例第21条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報等を開示しなければならない。」と規定している。
- (2) 一方、条例第21条第3号及び第7号において、開示請求に係る保有個人情報に「開示請求者以外の個人情報等又は開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が含まれている場合は「開示請求者以外の個人情報等」として、「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合は「行政運営情報」として、それぞれ当該保有個人情報を非開示とすることを定めている。
- (3) これを本件処分についてみると、本件審査請求対象文書は、「相談記録兼世帯台帳（ ）(電磁的記録)のうち、請求人に関する部分」及び「 に関する老人福祉法に基づく措置に関する文書のうち、請求人に関する部分」の2点である。これらの文書は、 に対する実施機関の支援に関する記録等のうち、いずれも請求人に関する個人情報が記されたものである。
- (4) 本件非開示部分の一部には、実施機関が に対する支援において取得した情報として、請求人以外の個人に関する生活の状況や、請求人以外の個人と実施機関との間で交わされたやりとりの内容等が詳細に記載されている。これらは、請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、条例第21条第3号が規定する非開示情報に該当する。
- (5) また、本件非開示部分の一部には、 に対する支援における実施機関内部又は外部機関その他関係者との連絡調整や対応方策等に関する事柄が記載されている。

実施機関が高齢者の相談支援を行うに当たっては、高齢者や養護者、高齢者支援に係る関係機関等との間で密接な連携・協力体制を敷くことが必要不可欠であり、実施機関内部及び関係機関等との調整の結果に基づき本人への支援を行っていることから、関係機関等との信頼関係がとりわけ重要であるといえる。また、高齢者の安心・安全のための判断や方針決定に伴う情報収集や各所管への確認は業務として不可欠であり欠かすことのできないものである。これらのことから、当該部分を開示した場合、実施機関内部及び関係機関等との信頼関係に基づいた連携・協力体制において、率直なやりとりが阻害されること等の影響が生じ、ひいては実施機関の相談・支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件非開示部分の一部は、条例第21条第7号が規定する非開示情報に該当する。

- (6) 以上のことから、本件処分は条例に基づき適切に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件処分に係る対象文書は「玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課における請求者に関する文書」である。その内訳は、本件処分の決定通知書の別紙に記載されており、「戸籍の全部事項証明(公用)(令和3年1月5日付)のうち、請求者に関する部分」、「戸籍の附票の全部証明(公用)(令和3年1月5日付)のうち、請求者に関する部分」、「改製原戸籍(公用)(令和3年1月5日付)のうち、請求者に関する部分」、「成年後見に関する意向確認文書(令和3年3月9日付)」、「令和3年4月6日付起案3世玉保第11号「区長による について(分)」(電子決裁)一式のうち、以下の部分 添付資料のうち、親族関係図の請求者に関する部分 添付資料のうち、戸籍の附票の全部証明(公用)(令和3年4月1日付)の請求者に関する部分 添付資料のうち、改製原戸籍(公用)(令和3年4月1日付)の請求者に関する部分 添付資料のうち、申立事情説明書の【申立ての事情について】の「3 本人の親族」の(1)及び(2)の請求者に関する部分」、「相談記録兼世帯台帳()(電磁的記録)のうち、請求者に関する部分」、「令和3年7月20日付起案3世玉保第177号「行政情報開示請求に対する決定等期間の特例延長について(受付第131号)」(電子決裁)一式」、「令和3年7月20日付起案3世玉保第178号「行政情報開示請求に対する決定等期間の特例延長について(受付第132号)」(電子決裁)一式」、「令和3年7月20日付起案3世玉保第179号「行政情報開示請求書に対する開示決定等の期間延長について(受付第133号)」(電子決裁)一式」、「令和3年8月3日付起案3世玉保第179号-1「行政情報開示請求に対する決定について(受付第133号)」(電子決裁)一式」、「令和3年8月20日付起案3世玉保第231号「行政情報開示請求に対する決定について(受付第153号)」(電子決裁)一式」、「令和3年9月14日付起案3世玉保第177号-1「行政情報開示請求に対する決定について(受付第131号)(特例延長2回目)」(電子決裁)一式」、「令和3年9月14日付起案3世玉保第178号-1「行政情報開示請求に対する決定について(受付第132号)(特例延長2回目)」(電子決裁)一式」、「令和3年9月21日付起案3世玉保第284号「行政情報開示請求に対する開示決定等の期間延長について(受付第181号)」(電子決裁)一式」、「令和3年10月7日付起案3世玉保第284号-1「行政情報開示請求に対する決定について(受付第181号)」(電子決裁)一式」、「令和3年10月7日付起案3世玉保第231号-1「行政情報開示請求に対する決定について(一部開示決定の変更決定)(受付第153号)」

（電子決裁）一式」及び「 に関する老人福祉法に基づく措置に関する文書のうち、請求者に関する部分」である。

なお、審査請求書等によれば、請求人は上記対象情報のうち、非開示部分のすべてを開示することを求めている。

したがって、本件審査請求対象文書の内容は、上記 及び に記載されたものであり、これは本件処分における決定通知書の別紙２（６）及び（１７）に記載されているものであることから、本件審査請求対象文書は本件処分における決定通知書の別紙２（６）及び（１７）に係る文書であると認められる。

次に、実施機関は本件処分において、本件非開示部分を非開示とした理由につき、条例第２１条第３号（個人に関する情報）又は条例第２１条第７号（行政運営情報）に該当する旨主張している。よって、当審査会は、本件非開示部分が条例第２１条第３号（個人に関する情報）又は同条第７号（行政運営情報）に該当するか否かについて判断をする。

（２）条例第２１条第３号の該当性について

条例第２１条第３号は、非開示情報を「開示請求者以外の個人情報等又は開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

また、同号ただし書は、当該非開示情報のうち、例外的に開示できる情報として、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

審査会が、本件処分における決定通知書の別紙２（６）に係る文書を検分したところ、本件非開示部分の一部には、実施機関が に対する支援において取得した情報として、請求人以外の個人に関する生活の状況や、請求人以外の個人と実施機関との間で交わされたやりとりの内容等が詳細に記載されていることを確認した。これは開示請求者以外の個人に関する情報であり、条例第２１条第３号の非開示情報に該当すると認められる。

さらに、当該非開示部分は、条例第２１条第３号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

（３）条例第２１条第７号の該当性について

条例第２１条第７号は「実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若

しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

そして、前述の「次に掲げるおそれ」として「イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」及び「ニ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

審査会が、本件処分における決定通知書の別紙2(6)及び(17)に係る文書を検分したところ、本件非開示部分の一部には、
に対する支援における実施機関内部又は外部機関その他関係者との連絡調整や対応方策等に関する事柄が記載されていることを確認した。

当該部分を開示した場合、今後、実施機関内部及び関係機関との間における率直なやりとりが阻害されるなどの状況が発生し、適切な相談・支援事務が行えなくなる等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、条例第21条第7号(行政運営情報)にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にあたり、同号に規定する非開示情報に該当すると認められる。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日付	審議経過
令和4年6月17日	・審査庁(世田谷区長)から諮問を受けた。 (諮問第129号)
令和4年11月8日	(令和4年度第7回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和5年12月11日	(令和5年度第7回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・請求人から意見の陳述を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和6年1月15日	(令和5年度第8回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和6年3月5日	(令和5年度第10回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。

	・引き続き諮問事項を審査した。
令和6年4月22日	(令和6年度第1回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和6年7月29日	(答申第129号) ・審査庁(世田谷区長)に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁
副会長 大林 啓吾
委員 石田 若菜
委員 白石 裕美子
委員 松村 武志